



学校便り No.8

令和4年11月25日(金)発行 知名町立知名小学校 TEL:93-2063 FAX:93-3987 大島郡 知名町知名333番地

ホームページ http://www3. synapse. ne. jp/chinakko/

※ 知名小ホームページ中のブログを随時更新中です。毎日更新をめざしています。

「誰か」のことじゃない。

校長 井手 英男

「誰か」のことじゃない。をテーマに,12月4日~10日まで「全国人権週間」が実施されます。そこで,本校でも,12月1日~10日を「校内人権旬間」を設定し,自分自身の言動や考え方を振り返る機会となるように,道徳の時間・朝の会・帰りの会等で取組をしていきます。また,人権の言葉について考える活動を計画しています。「ふわふわことば集め」や「人権標語づくり」に取組,各学級の廊下に掲示しますので,学級PTA時にご覧ください。

さらに、「人権集会」を12月1日 (木)に実施し、友達との関係づくりや一人一人の人権を尊重した言動について学びます。

どうぞご家庭でも、この期間に、人権について子どもと話し合って、「人権」は、人種や民族、性別を超えて、誰にでも認められる基本的な権利であり、私たちが幸せに生きるためのものであることを再確認してほしいものです。 33年前の11/20に国連総会で採択された、子どもの権利条約の要約版を掲載しておきます。話合いの中で参考にしてください。

子どもの権利条約について(要約)

「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。18歳未満の児童(子ども)を権利をもつ主体と位置づけ、大人と同様ひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めています。前文と本文54条からなり、子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定しています。1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効しました。日本は1994年に批准しました。

「子どもの権利条約」では、子どもの権利を大きく分けて4つの構成としています。

1 生きる権利

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育 生活への支援などを受けることが保障されます。

2 育つ権利

もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療や教育、生活への支援などを受け、友達と遊んだりすることが保障されます。

3 守られる権利

子どもに関することが行われる時は,「その子どもにとって最もよいこと」を第一に考えます。すべての子どもは,子ども自身や親の人種,性別,意見,障がい,経済状況などどんな理由でも差別されず条約の定めるすべての権利が保障されます。また,暴力や搾取,有害な労働などから守られます。

4 参加する権利

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子どもの 発達に広じて十分に考慮します

発達に応じて十分に考慮します。 我々教職員も一人の人権をもった人間として子どもたちには接しています。当然みなさんのお子さんですが、一人の人間としてお子さんの人権についても一緒に考えてみてください。

ITP TAIR 大会への参加のすすめ

11月27日(日)13:20から「あしびの郷」で町PTA研究大会が開催されます。研究発表を本校PTAが行います。また、講演は、戸高成人氏(子どもネットリスク教育研究会主幹研究員)をお呼びして「ネットやスマホがある中での子育てについて〜家庭や地域で考える〜」という演題で御講話をいた

だきます。各家庭でお子さんの情報機器の利用について悩みもあるともいます。ただし、子どもたちは、これからネットやスマホと一緒に生活していかないといけません。この会では、ネット利用やスマホ利用について否定はしません。これから子どもたちが上手に情報機器と付き合っていくヒントいただける会になりますので、申し込みをなされていない方もご参加できますので参加をお願いします。この講師については、町PTA連絡協議会に無理を言って、知名小学校から講師依頼をお願いしました。

絶対に聞いて損はありません。(当日の参加も受け付けています。)

たくさんの協力に感謝!!(ポテト・フラワースクール)

11月9日(水) JAの青壮年部と女性部の方々の協力をもらい、1・2年生がジャガイモの苗芋を植え るポテトスクールを、3・4年生が沖永良部の花について体育館で学習後、ユリやグラジオラスの球根を植 えるフラワースクールを行いました。JAの方々には,当日の指導だけでなく耕作・畝作り等の事前準備ま で,いろいろとご協力を頂きましたこと,この場をお借りして感謝申し上げます。子どもたちの質問にも快 く分かりやすく説明していただき,ありがとうございました。今後のお世話も頑張ります。









たくさんの参観に感謝!!(県民週間)

「かごしまの教育」県民週間による自由参観に際し、保護者の方々,地域の方々,議員さん,民生 員さん等多くの方に来校・<u>参観していただきました</u>。お忙しい中に,ありがとうございました









3年ぶりの開催!!(音楽発表会)

3年ぶりに学習発表会が音楽発表会として実施できました。 2学期の多くの行事・学習活動の中で、練習を積み上げていく ことは大変だったと思いますが,やり遂げた子どもたちの表情 から、大きな達成感を感じることができました。応援に駆けつ けてくださった保護者の皆さん、参観時の感染症対策への御協 力も含め、ありがとうございました。また、教育長田中先生に は、高学年の音楽の指導をしていただきました。お忙しい中に 本当にありがとうございました。









12月 の 行事予定 と 目標

【12月】

- 1日(木)校内人権旬間(~10日土) 人権集会
- 2日(金) PTA運営委員会
 - 委員会活動(評価:⑥校時) 島ムニ週間(~10日 土)
- 島ムニ週間(~10日むんがたい読み聞かせ 5日(月)
- (火) 6日
- 7日 (水) 知名港周辺ゴミ拾い活動 9日(金)
- 学級PTA
- 持久走大会 (3・4校時) 10日 (土) 土曜授業日, B校時 16日 (金) クラブ活動
- 23日(金)終業式,大掃除,学級活動 ※ 給食あり 子ども読書の日
- 24日(土)冬季休業(~1/9【月】)
- 28日 (水) 仕事納め
- 29日(木)学校閉庁(~1/3【火】)
 - 行事予定は変更になる場合があります <u>その都度お知ら</u>せします。ご了承ください。

|12月の生活目標

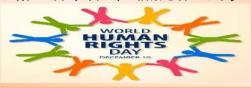
- みんなの意識をそろえよう
- ※ いじめをなくそう
- (しない・させない・ゆるさない)

12月の保健目標

○ 寒さに負けない体をつくろう

12月1日(木)~10日(土)は人権旬間として,人 権集会(人権に関する講話)や人権標語作り(上学年) ふわふわことば集め(下学年)等の活動を行います。





きにある学

11月2日(水)に,第2回学校評議員会を開催し ました。今回は、授業参観と給食試食会を実施しまし た。学校評議委員の皆さんに子どもたちの学習の様 子を参観してもらい、その後、学校の取組について意 見交換を行いました。今回いただいた意見や助言を いかして学校の取組を改善させるとともに、来年度 のコミュニティスクール (学校運営協議会制度) 実施

に向けて, 地域連携を 深めていき たいです。



